朝倉市

子育て世帯支援（おこめ券配布）事業に係る

おこめ券購入業務公募型指名競争入札

実施要領

令和７年９月

朝倉市　子ども末来課

子育て世帯支援（おこめ券配布）事業に係るおこめ券購入業務公募型指名競争入札　実施要領

１．目　　的

本要領は、子育て世帯支援（おこめ券配布）事業に係るおこめ券購入業務を実施するに当たり 、契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を募集するため、必要な事項を定める。

２．業務等概要

（１）業務名称　　子育て世帯支援（おこめ券配布）事業に係るおこめ券購入業務

（２）業務内容　　別添「子育て世帯支援（おこめ券配布）事業に係るおこめ券購入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）履行期間　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

３．スケジュール

（１）公募　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年　９月２９日（月）

（２）質問書の提出期限　　　　　　　　　　令和７年１０月　３日（金）１２時００分

（３）質問書の回答期限　　　　　　　　　　令和７年１０月　６日（月）１７時００分

（４）参加申込書の提出期限　　　　　　　　令和７年１０月　７日（火）１７時００分

（５）参加資格確認通知　　　　　　　　　　令和７年１０月１５日（水）

（６）入札　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年１０月２８日（火）　（予定）

４．参加資格

公募型指名競争入札に参加できる者は、公募から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）朝倉市指名停止等措置要綱（平成２０年朝倉市告示第１４４号）第３条第１項、第４条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（５）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

５．参加申込書の提出

（１）提出書類及び提出部数

公募型指名競争入札への参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

なお、令和７年７月～令和９年６月の期間における「朝倉市一般競争（指名競争）参加資格」の確認を受けており、かつ当募集への参加表明書提出の時点で役員等に変更がない場合は、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サの提出は不要とする。

ア　競争入札参加申込書【様式１】　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　会社概要書【任意様式】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

　　※概要は、会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先を記載すること。

ウ　業務実績調書【様式２】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

エ　誓約書及び照会承諾書【様式３】　　　　　　　　　　　　　　　　１部

オ　役員等調書【様式４】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

カ　営業所一覧表【任意様式】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

キ　委任状（支社等に参加を委任する場合）【様式５】　　　　　　　　 １部

ク　使用印鑑届【様式６】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

ケ　履歴事項全部証明書（法人の場合）　　　　　　　　　　　　　　　１部

※参加申込期限から３か月以内に発行されたものに限る。

コ　住民票等身分を証する書類の写し（個人の場合）　　　　　　　　　１部

※参加申込期限から３か月以内に発行されたものに限る。

　　　　サ　滞納のない証明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

（２）提出期限

令和７年１０月７日（火）１７時００分（必着）

（３）提出先

「９．担当部署」に提出すること。

（４）提出方法

持参または郵送により提出すること。

※持参による場合の受付時間は、朝倉市役所閉庁日を除く平日の９時００分から１７時００分までとする。

※郵送による場合は、提出期限までに（３）の提出先に必着とし、配達記録郵便その他受取日時　及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

６．参加資格の結果の通知

参加申込書を提出した者全員に審査結果を、令和７年１０月１５日（水）までに通知する。

７．質問の受付及び回答

（１）提出書類及び回答

質問書【様式７】を「９．担当部署」に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。件名は、「子育て世帯支援（おこめ券配布）事業に係るおこめ券購入業務質問書」とすること。

（２）提出期限

令和７年１０月３日（金）１２時００分まで

（３）回答方法

提出された全ての質問とその回答をまとめて、令和７年１０月６日（月）１７時００分までに質問書を提出した者に電子メールにより回答する。ただし、仕様等に影響を及ぼすと思われる事項については、ホームページにて公開する。

なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

８．その他留意事項

（１）参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

（２）手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）提出書類の作成及び提出に関する一切の経費は、全て参加者の負担とする。

（４）市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

（５）提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

（６）本公募に係る全ての提出書類は返却しない。

（７）本公募に係る情報公開請求があった場合は、朝倉市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

（８）電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

９．担当部署

　朝倉市　保健福祉部　子ども未来課　子育て支援係（朝倉市役所本庁舎１階）

〒８３８－８６０１　福岡県朝倉市菩提寺４１２番地２　電話：０９４６－２８－７５６８

電子メール：kodomo@city.asakura.lg.jp